

施 工 条 件 の 明 示

工 事 名 県単道路改良工事（並木町改良工）

路線・河海名 一般国道 409号

事務所名：千葉県成田土木事務所

工事箇所 成田市 並木町

明 示 項 目	明 示 事 項
工 程 関 係	・監督職員との相互連絡を密に工程等の調整を行うこと。また、関係機関から時間的制約条件を付された場合は、速やかに監督職員と協議すること。 ・本工事は、高瀬物産前は夜間作業、他昼間作業を基本とするが、困難な場合については、必要に応じて監督職員と協議すること。
用 地 関 係	・官民境界を確認の上施工すること。
公害関係	・本工事で使用する建設機械は、低騒音、排出ガス対策型を原則とする。 ・工事に際し、騒音・振動・粉塵等に十分留意し、工事箇所周辺の環境保全に努めること。
安全対策関係	・保安施設は、現場条件を考慮して、十分な保安施設を配慮して安全管理に努めること。なお、施工に先立ち作成する施工計画に、本工事の内容に応じた安全対策等の具体的な計画を作成し、監督員に提出するものとする。また、それに関する実施状況を記録し報告するものとする。 ・施工箇所への第三者の立入防止策を講じること。（休日含む）
工事用道路関係	・運搬路に使用した、既設道路の舗装等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議し、補修しなければならない。 ・資材、重機の搬出入経路及び作業ヤードについては、現場精査後に検討し、施工計画書にて監督職員の確認を得ること。
仮設備関係	・特になし。
建設副産物関係	・特記仕様書による。
工事支障物件等	・工事着手に先立ち現地調査を行い、工事支障物件等の有無を確認するとともに支障物件等が発見された場合には立会等を行い必要な対応策を講じ施工すること。 - なお、ガス管理設箇所の近接施工の際には、占有者と協議の上、必要に応じて現地立会を実施すること。 ・既設の構造物または架空線などの付近において施工する場合には、それに損傷を与えないよう注意すること。
薬液注入関係	・特になし。
そ の 他	・不明な点は、随時監督職員と協議すること。